平成２３年（フ）第１０５６号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―204号
債務者　田村　桂子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５９号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―1115号
債務者　小田　睦美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６３号
大阪府寝屋川市萱島桜園町12番６号
債務者　日笠山ユミ
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
長崎県島原市湊道１丁目7427番地１
債務者　宝田　政子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
長崎県島原市有明町大三東丙544番地２
債務者　吉田直一郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山４番地
債務者　坂本　智子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６５８号
埼玉県越谷市七左町４丁目460番地３
債務者　金子　祐樹
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
埼玉県越谷市花田４丁目10番地５　第５新戸コーポ103
債務者　日暮　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
埼玉県吉川市大字上内川177番地８
債務者　大野美代子（旧姓長友）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区34棟401号
債務者　滝川　裕之
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地11―903
債務者　足立　和美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地11―903
債務者　足立　麻美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８号
埼玉県所沢市大字牛沼389番地の７
債務者　高篠榮太郎
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９号
埼玉県所沢市大字牛沼389番地の７
債務者　高篠ユリ子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８号
埼玉県狭山市大字青柳11番地の４
債務者　登坂　千春
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６８１号
千葉市中央区末広３丁目17番５号　サンライズ末広205号
債務者　杉野　浩司
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８２号
千葉市中央区末広３丁目17番５号　サンライズ末広205号
債務者　杉野　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係